久喜市議会 令和元年6月定例会 議員提出追加議案

議 案 目 録

意見第	6	号	放課後児童クラブ支援員の処遇改善を求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
意見第	7	号	児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
意見第	8	号	消費税率を本年 10 月から改正することの中止を求める意見書・・・・・・	5
意見第	9	号	後期高齢者医療の窓口負担の引き上げに反対する意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
意見第	1 0	号	脱原発社会の実現を求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	8
意見第	1 1	号	幼児教育・保育の無償化の推進と拡充を求める意見書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1 0

意見第 6 号

放課後児童クラブ支援員の処遇改善を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月18日

提出者 久喜市議会議員

園 部 茂 雄

丹 野 郁 夫

杉 野 修

猪股和雄

久喜市議会議長 上條哲弘様

放課後児童クラブ支援員の処遇改善を求める意見書

放課後児童クラブ(学童保育)は、保護者が就労等により、昼間家庭にいない児童に、 放課後等に安全に安心して生活できるための遊びや生活の場所を提供し、その健全な育 成を図るものである。

そのため、放課後児童クラブで突発的な事故等が生じた場合、それに対処する職員の ほか、その職員以外の児童に対応する者が必要となるなどの理由から、職員の複数配置 が必要とされている。

このようなことから、児童を見守る放課後児童支援員等については、研修等により資質の向上を行い、これらの職員の配置等については、国が基準に定め、市町村が放課後児童クラブに関する条例を定める際の従うべき基準となっていた。

しかし、国は当該従うべき基準の規制緩和を求める地方の提案を受け、第9次地方分権一括法案を第198回国会に提出し、令和元年5月31日に可決・成立したため、

「従うべき基準」から「参考にすべき基準」となり、市町村の条例で設定できるよう緩和されたところである。

このように「参考にすべき基準」へと緩和されたことに伴い、職員が1名で多くの児童を受け持つこととなった場合には、放課後児童クラブの安全性が低下するおそれがある。放課後児童クラブにおける、児童の安全を確保するためには、放課後児童支援員等の量的確保と、その資質向上が不可欠である。

国は、経験等に応じた処遇改善を進めるための事業を行っているが、その要件が厳しいことから、事業の活用が進んでおらず、放課後児童支援員等の処遇改善は、いまだ不十分な状態である。

よって、国においては、下記の措置を講ずるよう強く求める。

1 放課後児童クラブ支援員等について、給与等の処遇改善の更なる対策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

久 喜 市 議 会

2

意見第 7 号

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

令和元年6月18日

提出者 久喜市議会議員

大 橋 きよみ

賛成者 久喜市議会議員

園 部 茂 雄

川辺美信

田村栄子

斉 藤 広 子

久喜市議会議長 上條哲弘様

児童虐待防止対策のさらなる強化を求める意見書

暴力を振るう、食事を与えない等の行為によって保護者が我が子を死に追いやるといった深刻な児童虐待事件が相次いでいます。こうした事態を防ぐため、国は虐待の発生防止、早期発見に向けた対応を行ってきましたが、悲惨な児童虐待は依然として発生し続けています。

特に、昨年3月の東京都目黒区での女児虐待死事件を受け、政府は同7月に緊急総合対策を取りまとめ、児童相談所の体制強化などを図る法改正案を今国会に提出することになっていました。その直前の今年1月、野田市で再び痛ましい虐待死事件が発生。児童相談所も学校も教育委員会も、警察も把握していながら、なぜ救えなかったのか。悔やまれてなりません。

ついては、児童虐待防止対策の強化を図るため、下記の事項につき、取り組みの推進を強く求めます。

記

- 1 「しつけによる体罰は要らない」という認識を社会全体で共有できるよう周知啓発に努めるとともに、法施行後必要な検討を進めるとしている民法上の懲戒権や子どもの権利擁護の在り方についても速やかに結論を出すこと。
- 2 学校における虐待防止体制の構築や警察との連携強化、スクールソーシャルワーカーやスクールロイヤー配置のための財政的支援を行うこと。

- 3 虐待防止のための情報共有システムを全ての都道府県・市町村で速やかに構築ができるよう対策を講じるとともに、全国統一の運用ルールや基準を国において速やかに 定めること。
- 4 児童相談所とDV被害者支援を行う婦人相談所等との連携を強化し、児童虐待とD Vの双方から親子を守る体制強化を進めるとともに、児童相談所の体制整備や妊娠・ 出産から子育てまで切れ目のない支援を行う日本版ネウボラの設置推進を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆議長長院議後度度財財財大大財財財大大財財財大大大財財財財大大大財財財財財大大財財<t

意見第 8 号

消費税率を本年10月から改正することの中止を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2019年6月18日

提出者 久喜市議会議員

杉 野 修

平 間 益 美

石 田 利 春

久喜市議会議長 上條哲弘様

消費税率を本年10月から改正することの中止を求める意見書

この間、日本経済は政府の描くような物価上昇が見られていません。また、米中貿易戦争の激化による不安定さが強いことや、東京オリンピックでの特需が終焉を迎えることなどで、今後はむしろ、マイナス成長になるとの予測も出されています。そうした中、内閣府は5月13日、3月の景気動向指数からみた国内景気の基調判断を、6年2カ月ぶりに下方修正し、「悪化」との判断をしました。

過去の税率引き上げ改正をした際は、経済が「好景気であること」、あるいは、「回復期にあること」の判断で実施をしています。しかし、現状では、政府は景気の好転判断どころか、「緩やかに回復している」としてきた従来の見方を事実上、変更するに至りました。今後も、10月までわずか数か月で事態が好転する予測は困難であると思われます。したがって、増税する根拠は乏しいと言わざるを得ません。

以上のことから政府としては、本年10月から消費税を10%に税率改正することを、 中止するよう強く求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長 参 議 院 議 長 あて 内 閣 総 理 大 臣 財 務 大 臣

意見第 9 号

後期高齢者医療の窓口負担の引き上げに反対する意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2019年6月18日

提出者 久喜市議会議員

渡 辺 昌 代 石 田 利 春 杉 野 修

久喜市議会議長 上條哲弘様

後期高齢者医療の窓口負担の引き上げに反対する意見書

財務省は2019年4月23日の財政制度等審議会分科会において、75歳以上の人は医療費が多くかかることなどを強調し、「できる限り速やかに75歳以上の後期高齢者の自己負担について原則2割負担とすべき」とし、その際、新たに75歳になった人から負担を増やすだけでなく、「すでに後期高齢者となっている者についても、数年かけて段階的に2割負担に引き上げるべき」と示しました。

後期高齢者医療に関しては、制度発足と同時に導入された低所得者に対する保険料軽減特例が2017年度から見直されたため、埼玉県だけでも約13万3,000人の元被扶養者や低所得者が影響を受け、その負担増の総額は約9億6,000万円にのぼっています。(埼玉県後期高齢者医療広域連合の2017年度会計決算)その一方で、被保険者の平均所得は年々減る傾向にあり、制度発足以降の10年間で約10万円もの減収となるなど、高齢者の生活は一層厳しさを増しています。

全国では、天引き対象でない低所得者の保険料滞納は、毎年20万人以上にのぼります。滞納が続き正規の保険証を取り上げられ、有効期間が短い保険証に切り替えられた 人は2万人を超えています。滞納した人への差し押さえも増加している現状です。

このような中、全国後期高齢者医療広域連合協議会も後期高齢者の窓口負担については、「制度の根幹である高齢者が必要な医療を確保するという観点から、現状維持に努める」よう政府に要望書を提出しています。

よって、国におかれましては、後期高齢者医療費の窓口2割負担の導入を行わないよう強く要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆 議 院 議 長参 議 院 議 長内 閣 総 理 大 臣厚 生 労 働 大 臣財 務 大 臣

意見第 10号

脱原発社会の実現を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2019年6月18日

提出者 久喜市議会議員

川辺美信

賛成者 久喜市議会議員

渡辺昌代

杉 野 修

田村栄子

田 中 勝

久喜市議会議長 上條哲弘様

脱原発社会の実現を求める意見書

東京電力福島第一原発事故は、原発の安全神話を完全に崩壊させ、原発事故の恐ろしさを白日の下にさらしました。地震や津波の被害と原発の放射能の被害が複合し、救援と事故処理、そして住民避難がともに困難を極める原発震災となり、これまでの対策が全く役に立ちませんでした。いまだ原発事故の原因は十分に解明されず、汚染水や汚染土の処分問題などが深刻さを増し、事故の収束すら覚束ない状況にあります。

こうしたなか、政府は2018年7月、新しいエネルギー基本計画を閣議決定し、原発を依然として「重要なベースロード電源」と位置づけました。全国各地の原発が再稼働し、新規制基準に適合した未稼働の原発も控え、政府、電力会社は続々と原発依存の既成事実化を図ろうとしています。

一方、立憲、共産、自由、社民の野党4党が2018年3月「原発ゼロ基本法案」を 共同で衆議院に提出しました。法施行後5年以内にすべての原発の廃止決定や、再生可 能エネルギーを2030年までに40%に拡大、使用済み核燃料の再処理を行わないこ と、などを柱とした法案です。しかし、与党はこれまで1度も法案の審議に応じず、議 論すら行われていません。

東電原発事故後の電力供給の実態を見れば、原発なしでも電力供給に問題がなかったことは明らかです。また、政府が成長戦略として位置付けてきた原発輸出は、原発の価格高騰と需要減を背景に、すべて頓挫しており、政府の原子力政策の行き詰まりは明らかです。原発事故原因の徹底した究明と事故の収束こそ優先させ、実効性ある防災、避難計画を策定し、既存原発の再稼働は断念、核燃料サイクル計画から全面撤退して、原発で可社会に転換しなければなりません。

よって国会及び政府においては、下記の事項について実現するよう強く求めます。

記

- 1 国会で原発ゼロ基本法案の審議を行うこと。
- 2 再生可能エネルギーを促進するため国の政策を抜本的に見直すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

衆議院議長参議院議長内閣総理大臣財務大臣財務大臣経済産業大臣環境大臣

意見第 11号

幼児教育・保育の無償化の推進と拡充を求める意見書

標記の議案を次のとおり久喜市議会会議規則第14条の規定により提出します。

2019年6月18日

提出者 久喜市議会議員

猪股和雄

賛成者 久喜市議会議員

岡崎克巳

渡 辺 昌 代

田村栄子

久喜市議会議長 上 條 哲 弘 様

幼児教育・保育の無償化の推進と拡充を求める意見書

政府は、10月1日からの幼児教育・保育の「無償化」方針を決定した。これは子どもたちの健全な発達を保障するとともに、子育て支援政策として評価されるものであるが、現在までに明らかになっている「無償化」制度の内容には、是正すべき事項も指摘されている。

よって政府に対し、子どもの権利を拡充するため、以下について実施するよう求める。

記

- 1 これまで保育所の給食費は、3~5歳児の主食費については保育料の他に実費徴収としてきた。今回の3~5歳児の保育料無償化に際して、給食費は無償化の対象外として主食費、副食費とも実費徴収を基本(一部は副食費を免除)とすることになるが、これは「幼児教育・保育の無償化」として不充分である。給食を実施している幼稚園等も含め、すべての児童の給食費を公費負担・無償化の対象とすること。
- 2 今回の「無償化」は、3~5歳児を対象とし、0~2歳児は住民税非課税世帯のみ を対象としているが、消費税等を含め、財源確保のうえ所得制限を撤廃し、全年齢の 児童について無償化を進めること。
- 3 これまで待機児童ゼロを目標に保育の量的拡充を進めてきたが、「無償化」によって入所希望者が増え、逆に「待機児童」が増えることが危惧されている。引き続き保育の質的・量的拡充を進めること。

4 公立施設の「無償化」について、初年度に要する経費のみを全額国庫負担とすることになっているが、来年度以降も自治体負担が増すことのないよう、必要な財源措置を講ずること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

久 喜 市 議 会

内閣総理大臣財務大臣大部科学大臣厚生労働大臣